

## 一般職の職員が国の機関以外で勤務する場合の適用法令等(未定稿)(第7回資料)

勤務先等		類型・根拠法	サービスに関する適用法令等
特別職 (特別法をもつ主なもの)	裁判官、 裁判所職員	辞職: 人事院規則8-12(職員の任 免)第73条	裁判所法 裁判所職員臨時措置法
	国会職員		国会職員法
	防衛省職員		自衛隊法 自衛隊員倫理法 自衛隊員倫理規程
特定独立行政法人		昇任、降任、転任	独立行政法人通則法 国家公務員法 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程 勤務先の就業規則
非特定独立行政法人 特殊法人等		辞職: 人事院規則8-12(職員の任 免)第73条	勤務先の就業規則
		研究休職: 国公法第61条、人事院規則11 -4(職員の身分保障)第3条第 1項第1号及び第2号	国家公務員法(※休職中は、職務に従 事しないため、職務専念義務(国公法 第101条)はない。) 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程 研究休職先の就業規則
大学	国立大学法人	辞職: 人事院規則8-12(職員の任 免)第73条	国立大学法人法 勤務先の就業規則
		研究休職: 国公法第61条、人事院規則11 -4(職員の身分保障)第3条第 1項第1号及び第2号	国立大学法人法 国家公務員法(※休職中は、職務に従 事しないため、職務専念義務(国公法 第101条)はない。) 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程 研究休職先の就業規則
	法科大学院	派遣: 法科大学院派遣法第4条及び 第11条	法科大学院派遣法 国家公務員法(※第11条派遣中は、職 務に従事しないため、職務専念義務 (国公法第101条)はない(法科大学院 派遣法第11条)。教授等の業務への従 事に当たって兼業規制(国公法第104 条)を適用除外(法科大学院派遣法第4 条・第11条。) 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程 派遣先の就業規則
	私立大学	研究休職: 国公法第61条、人事院規則11 -4(職員の身分保障)第3条第 1項第1号及び第2号	国家公務員法(※休職中は、職務に従 事しないため、職務専念義務(国公法 第101条)はない。) 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程 研究休職先の就業規則

勤務先等	類型・根拠法	サービスに関する適用法令等
国際機関	派遣： 国際機関派遣法第2条	国際機関派遣法 国家公務員法(※派遣中は、職務に従事しないため、職務専念義務(国公法第101条)はない(国際機関派遣法第3条)。) 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程 派遣先のサービス規程
民間企業	交流派遣： 官民人事交流法第7条	官民人事交流法(派遣先企業で従事する業務に関する制限(官民人事交流法第12条)、派遣先企業での職員たる地位の利用、影響力利用の禁止(官民人事交流法第12条)) 国家公務員法(※派遣中は、職務専念義務(国公法第101条)を適用除外(官民交流法第10条)。派遣先企業の業務への従事に関して、兼業規制(国公法第104条)を適用除外(官民交流法第12条)。) 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程 交流派遣先の就業規則
弁護士事務所	職務従事： 弁護士職務経験法第2条	弁護士職務経験法(地位利用・影響力利用の禁止(弁護士職務経験法第5条)) 弁護士法 国家公務員法(※弁護士職務経験中は、職務に従事しないため、職務専念義務(国公法第101条)はない(弁護士職務経験法第5条)。弁護士の業務への従事に関して、兼業規制(国公法第104条)を適用除外(弁護士職務経験法第6条)。) 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程
地方公共団体	辞職： 人事院規則8-12(職員の任免)第73条	地方公務員法 サービスに関する条例